

規定の燃費基準を満たすと軽自動車税が安くなります

軽自動車税のグリーン化特例(軽減)について

平成28年4月1日～平成29年3月31日までに新規登録した3輪および4輪以上の軽自動車のうち、左記の燃費基準を満たす車両には、グリーン化特例(軽減)が適用されます(平成29年度分の軽自動車税に限ります)。

区 分			本来の税額 (1台)	年税額(1台)		
				電気自動車 天然ガス自動車 【※1】 75%軽減	ガソリン車 ハイブリッド車	
					【※2】 50%軽減	【※3】 25%軽減
軽自動車	3輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
	4輪以上	乗 営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
		用 自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
		貨 営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
		物 自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円

- ※1 平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物低減達成車
 ※2 軽乗用車：平成32年度燃費基準+20%達成車
 軽貨物車：平成27年度燃費基準+35%達成車
 ※3 軽乗用車：平成32年度燃費基準達成車
 軽貨物車：平成27年度燃費基準+15%達成車

(参考) 3輪・4輪以上の軽自動車には、最初の新規検査の時期により下記の税率が適用されます。

区 分			年税額(1台)		
			平成27年3月31 日までに最初の 新規検査をした 車両	平成27年4月1 日以後に最初の 新規検査をした 車両	最初の新規検査 から13年を経過 した車両(重課) ※4
軽自動車	3輪		3,100円	3,900円	4,600円
	4輪以上	乗 営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		用 自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		貨 営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		物 自家用	4,000円	5,000円	6,000円

- ※4 平成16年3月31日以前に最初の新規検査をした車両が平成29年度の重課(税率が重くなる)の対象です。

【問い合わせ先】財務課課税第一係 ☎0137-62-2114

〈広告〉

新規・解体撤去・
リフォーム追加彫刻…
墓石のことなら
ご相談ください！

洋型・和型墓石も各種展示いたしております。

高橋石材工業株式会社

〒049-3122 北海道二海郡八雲町花浦78
TEL(0137)62-2960 FAX(0137)63-2266

お任せ下さい!!



〈広告〉



ご供養の心によりそう

あおい セレモニー

- ・病院、各施設からの直接安置等、ご相談下さい
- ・町外からの搬送もお引き受けいたします
- ・自宅や寺院・会館を利用したの葬儀全てお任せ下さい

〒049-3102 北海道二海郡八雲町東町247-1
電話 0137-64-2855 FAX 0137-66-5015